

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月27日
【会社名】	日本たばこ産業株式会社
【英訳名】	JAPAN TOBACCO INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小泉 光臣
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
【電話番号】	03(3582)3111 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員コミュニケーション責任者 田中 泰行
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
【電話番号】	03(3582)3111 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員コミュニケーション責任者 田中 泰行
【縦覧に供する場所】	日本たばこ産業株式会社 埼玉支店 (さいたま市大宮区下町一丁目55番1号) 日本たばこ産業株式会社 横浜支店 (横浜市神奈川区金港町3番地1) 日本たばこ産業株式会社 名古屋支店 (名古屋市中区伊勢山二丁目12番1号) 日本たばこ産業株式会社 大阪支店 (大阪市北区大淀南一丁目5番10号) 日本たばこ産業株式会社 神戸支店 (神戸市中央区浜辺通二丁目1番30号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【提出理由】

海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法ルール144Aに基づく適格機関投資家に対する販売のみとします。）における当社普通株式の売出し（以下「海外売出し」といいます。）が開始されましたので、平成25年2月25日付で金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき、臨時報告書を提出しておりますが、当社は、平成25年2月27日に、株式会社東京証券取引所における自己株式立会外取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けを行い、当社株主かつ売出人である財務大臣は、当該自己株式取得に応じて、その保有する当社普通株式の一部80,071,400株を売却いたしました。当該売却の結果、売出人により、海外売出しに係る売出数が平成25年2月27日に変更されましたので、これに関する事項を訂正するため、また、海外売出しに係る英文仮目論見書補遺及びその抄訳を添付するため、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

(2) 売出数

(訂正前)

当社普通株式141,666,600株（予定）

（海外売出しと同時に、下記(7)に記載の売出人（以下「売出人」といいます。）による当社普通株式の国内における売出し（以下「国内売出し」といい、海外売出しと併せて「本件売出し」といいます。）が行われる予定です。国内売出しの売出数（以下「国内売出数」といいます。）及び海外売出しの売出数（以下「海外売出数」といいます。）の合計は333,333,200株であり、国内売出数は191,666,600株を目途とし、海外売出数は141,666,600株を目途として、それぞれ行われます。国内売出し及び海外売出しにおけるそれぞれの最終的な売出数は、平成25年3月11日（月）から平成25年3月13日（水）までのいずれかの日（以下「売出価格等決定日」といいます。）に、需要状況等を勘案の上、売出人が決定する予定です。なお、当社は、平成25年2月25日（月）開催の当社取締役会において、株式会社東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により、取得株式の総数118,000,000株、取得価額の総額250,000,000,000円をそれぞれ上限とし、平成25年2月27日（水）から平成25年3月8日（金）までの期間を取得期間として、自己株式（当社普通株式）の取得に関する事項を決議しています。今後、当社が当該決議に基づき自己株式の取得を決定した場合、売出人が、当該自己株式取得に応じて、その保有する当社普通株式の一部を売却する可能性があります。かかる場合、国内売出数及び海外売出数が減少することがあります。）

(訂正後)

当社普通株式107,636,300株（予定）

（海外売出しと同時に、下記(7)に記載の売出人（以下「売出人」といいます。）による当社普通株式の国内における売出し（以下「国内売出し」といい、海外売出しと併せて「本件売出し」といいます。）が行われる予定です。国内売出しの売出数（以下「国内売出数」といいます。）及び海外売出しの売出数（以下「海外売出数」といいます。）の合計は253,261,800株であり、国内売出数は145,625,500株を目途とし、海外売出数は107,636,300株を目途として、それぞれ行われます。国内売出し及び海外売出しにおけるそれぞれの最終的な売出数は、平成25年3月11日（月）から平成25年3月13日（水）までのいずれかの日（以下「売出価格等決定日」といいます。）に、需要状況等を勘案の上、売出人が決定する予定です。）

以 上